

# 風評の影響の払拭に向けた取組について

令和6年9月25日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 学校における放射線に関する教育の支援

児童生徒が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に考え行動できるよう、学校における放射線教育に関する支援を実施。（令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、中学校理科の第2学年において放射線に関する内容を追加するなど充実を図るとともに、放射線に関する科学的な理解をもとに、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を教科等横断的に育成）

## 1 放射線副読本の普及

- 児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるようにするため、放射線副読本を作成し、全国の小・中・高等学校等へ周知。



放射線副読本(令和6年改訂)



授業における放射線副読本活用の様子

## 2 学校における放射線に関する教育の支援

- 放射線副読本の電子版も活用し、放射線に関する教職員研修や出前授業を実施。

※令和5年度は教職員セミナーを35回、出前授業を172回開催。

- 教職員研修や、出前授業のカリキュラム開発などにより、放射線副読本の活用を促進。



# ALPS処理水の海洋放出を踏まえた改訂について

- 令和5年8月にALPS処理水の海洋放出が開始されたが、一部の国及び地域において日本産水産物等の輸入規制教科措置が発表されるなど、風評被害が発生。
- **ALPS処理水の安全性に関する科学的理解の促進**を目的とし、海洋放出の仕組み、安全性、海域モニタリングの実施等についての記述を**更新・充実**し、本年8月に公表。

## 【新たに追加した内容(例)】

**ALPS処理水の海洋放出の仕組みと安全性**

**ALPS処理水の海洋放出の仕組み**

ALPS処理水の海洋放出は、トリウム<sup>232</sup>の放射性物質が安全基準を確保し下がるまで浄化

トリウム<sup>232</sup>の放射性物質が安全基準を確保し下がるまで浄化

ALPS処理水の海洋放出は、トリウム<sup>232</sup>の放射性物質が安全基準を確保し下がるまで浄化

ALPS処理水の海洋放出は、トリウム<sup>232</sup>の放射性物質が安全基準を確保し下がるまで浄化

**安全性**

海洋放出による人体への影響は、国際的な方法に基づいて評価したところ、日常生活の中で受けている放射線(自然放射線)と比べ約100万分の1から7万分の1という極めて小さいものであり、安全上の問題はありません。

また、原子力分野の世界の中心的機関であるIAEA(国際原子力機関)は、ALPS処理水の海洋放出は「国際安全基準に合致」し、「人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響になる」といった結論が盛り込まれた報告書を公表しました。

**放出の安全性**

海洋放出による人体への影響は、国際的な方法に基づいて評価したところ、日常生活の中で受けている放射線(自然放射線)と比べ約100万分の1から7万分の1という極めて小さいものであり、安全上の問題はありません。

また、原子力分野の世界の中心的機関であるIAEA(国際原子力機関)は、ALPS処理水の海洋放出は「国際安全基準に合致」し、「人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響になる」といった結論が盛り込まれた報告書を公表しました。

**日常生活の中で受けている自然放射線と比べると約100万分の1～7万分の1**

1人あたりの自然放射線 世界平均年間 2.4mSv 日本平均年間 2.1mSv

ALPS処理水を海に放出した場合の1年間の影響 0.000002～0.00003 mSv

CT検査 2.4～12.9mSv

食物からの自然放射線(日本平均年間) 0.99mSv程度

東京～ニューヨーク 航空機旅行(往復) 0.08～0.11mSv

歯のレントゲン 0.01mSv程度

mSv=ミリシーベルト



## 福島県への教育旅行回復に向けた取組

各学校が決定する修学旅行等の行き先について、現地の正確な情報に基づき修学旅行等が実施できるよう、関係省庁や福島県と連携し、参考となる情報を発信。

### ○ 通知の発出

- 観光庁や復興庁の依頼に基づき、「風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき」、東日本や福島県への修学旅行等を実施いただきたい旨の通知を各都道府県教育委員会等に対して発出。

「東日本大震災後の状況を踏まえた東日本への修学旅行の実施について」(H23.8 初等中等教育局長通知)  
「東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行の実施について」(H26.9 初等中等教育局長通知)  
「東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について」(H31.3 初等中等教育局長通知)

### ○ 教育関係者等への働きかけ

- 全国の教育関係者(都道府県の担当部課長や学校長、PTA会長等)が集まる会議や研修会等において、福島県への修学旅行等実施に係る説明や情報提供を実施。

#### 【主な情報提供の内容】

- 局長通知
- 福島県における教育旅行のモデルコースや学校に対するバス代補助等を案内しているHP 等
- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(H29.12.12)」等を踏まえ、今後も引き続き、福島県への修学旅行等の実施を推進。

